

関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務 仕様書

1 業務名

関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務

2 業務目的

岐阜県関市（以下、「本市」という。）は、700有余年の歴史を持つ刃物の町であることは全国的に認知されているため、毎年10月に開催する「岐阜県刃物まつり」には、2日間で県内外から約25万人が来場しているが、知名度がある刃物を活用して観光交流に繋がる魅力を発信する力は弱い。また、本市にある名もなき池（通称：モネの池）には多くの観光客が来訪しているが、本市の板取地域にあるという認知度は低いといった課題がある。

そこで、関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務（以下、「本業務」という。）では、本市の豊かな自然や歴史、文化、体験アクティビティ、事業者、すでに認知度が高い刃物、名もなき池など、魅力ある観光資源とそのストーリーを効果的に関連付けて紹介する動画を制作し、SNS等による効果的な情報発信を展開することで、本市の観光地としての認知度向上を図るとともに、観光客の誘致に資することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 業務内容

本業務では上記の目的を踏まえ、以下の業務について企画、提案、実施すること。

(1) 関市観光プロモーション動画の制作

- ① 上記の業務目的を踏まえ、企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、映像取材、収録、BGM音響制作、著作権等の処理等の業務一切を行うこと。
- ② 令和3年度内に使用（配信）できるよう動画制作すること。
- ③ 動画の使用場面（HPやYouTube、Facebook等のSNSによる配信、観光施設のデジタルサイネージ等での上映）を想定して制作すること。
- ④ ターゲットを明確に示すこと。
- ⑤ ターゲット・情報発信メディアに合った内容とし、各メディアで取り上げてもらえるような話題性を高めるような工夫をすること。
- ⑥ 映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において登場人物に対し、出演の許諾を得ること。

(2) ウェブやSNSを活用したプロモーションの実施

- ① 設定したターゲットに対して効率的にアプローチするための媒体（YouTubeやSNS等）を選定し、効果的なプロモーションを実施すること。

- ② ウェブや SNS を活用したプロモーションより効果的なプロモーションがある場合は、その内容について提案することも可とする。
 - ③ プロモーションは、動画完成から委託業務完了までに実施するものとする。
 - ④ 動画完成までのプロモーションについて提案することも可とする。
- (3) 効果測定
- ① 再生数、インプレッション数、エンゲージメント率、関市観光 WEB サイト PV 数に与える影響など、直接的、間接的効果について可能な限り測定すること。

5 委託金額（上限額）

金 6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) 委託金額には、人件費、謝礼、旅費、消耗品費、賃借料等、資機材の調達費、運搬・設置・撤去作業費、活動支援金、その他業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (2) 受託者から提出された業務完了届を本市（観光課）にて受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

6 業務実施体制

- (1) 本仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たっては本市（観光課）と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務を効率的に行う上で、必要と認められる業務については、本市（観光課）と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合には、委託先を関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めること。
- (5) 契約締結後速やかに、業務実施計画書として運用開始時期までの業務実施スケジュール等を作成し、本市（観光課）の承認を得るものとする。また、業務に実施にあたっては、本市（観光課）と十分協議したうえで行うこととする。

7 成果物

- (1) 事業実施報告書
- (2) 制作した動画の DVD 等のメディア
- (3) その他本業務で作成した資料のうち、本市（観光課）が指示する資料

8 納品場所及び期限

- (1) 納品場所
関市産業経済部観光課
- (2) 納品期限
令和4年3月31日（木）

9 留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、関市（観光課）と協議のうえ決定することとする。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (3) 本業務の成果物及び納品物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利含む）は関市に提出した時をもって、無償で関市に譲渡するものとする。また、受託者は、関市に対し、成果物及び納品物に関する著作人格権を一切行使しないものとする。